

新たな基準に適合しているかどうか、残留農薬の検査が必要でしょうか。

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）は、食品中の農薬等の検査や検査結果の提出を義務づけるものではありません。食品に残留する農薬等については、農畜水産物の生産段階において適正な使用や管理を行うことが重要であり、食品等事業者の方々においては、これまでと同様、使用する原材料の生産段階における農薬等に関する情報の収集に努め、適切に管理されたものを使用することが重要です。

使用できる農薬の種類や農薬の使い方は変わりますか。

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）の施行後も、これまでどおり、農薬使用基準（農薬のラベルに表示されている使用方法）を守って農薬を使用すれば、その農薬の対象作物については、残留農薬基準を超えることはありません。

ただし、隣接する農作物への飛散（ドリフト）をできるだけ少なくするよう、心がけることが必要となります。

新たな基準への経過措置はおかれているのでしょうか。

加工食品については、平成18年5月28日までに消費者の方への販売に供する形態まで製造・加工された食品については、残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）の施行後も従前の基準に適合していればよいとしています。詳しくは「ポジティブリスト制度の経過措置について」（9ページ）をお読みください。

Ⅲ 一律基準について

一律基準とは

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）においては、残留基準が定められている農薬等はその基準に従いますが、残留基準が定められていない農薬等については、食品衛生法に基づき「人の健康を損なうおそれのない量」を定め、規制することとされました。これが、いわゆる「一律基準」です。残留基準が定められていない農薬等がこの「一律基準」を超えて残留する食品はその販売等が規制されることとなっています。

一律基準は、これまで国際評価機関や国内で評価された農薬等の許容量等と国民の食品摂取量に基づき専門家の検討を行い、0.01ppm（食品1kgあたり農薬等が0.01mg含まれる濃度）と設定しました。

一律基準が適用される場合

一律基準が適用される場合は具体的には次の2つの場合があります。

- (1) いずれの食品にも残留基準が設定されていない農薬等が食品に残留する場合。
- (2) 一部の食品には残留基準が設定されている農薬等が、残留基準が設定されていない食品に残留する場合。